

包括外部監査の結果に基づく措置等の状況通知＜平成28年度包括外部監査の結果報告書(市税及び国民健康保険税に関する財務事務の執行について)＞

処理及び再発防止策等を必要とするもの8件

- 【A 措置済／実施済】基準日までに再発防止策等を実施したもの 3件
- 【B 措置済／決定済】再発防止策等を基準日までに実施することを決定したもの 4件
- 【C 未措置／検討中】再発防止策等を実施する(しない)ことを基準日現在で検討しているもの 0件
- 【D 未措置／未実施決定済】再発防止策等を実施しないことを決定したもの 1件

回答基準日 平成29年2月28日現在(ただし、桃色のセルは平成30年2月28日)

No.	部	課	分類	税目等	件名	監査結果(要約)	該当ページ	I「処理」内容	II「処理」状況	III「措置(再発防止策・改善案)」内容	IV「措置」状況
1	税務財産部	市民税課	指摘	個人市民税	不申告調査対象の抽出方法の見直しの必要性	平成27年度重点取組項目のうち、「不申告調査(個人)」の調査対象の抽出について、賦課期日(平成27年1月1日)現在、豊田市に住居登録があるものの中から、一定の抽出条件に基づき抽出した対象について個人市民税申告書の送付を行い、申告のない者について、電話照会、勤務先の会社照会、現地調査等を実施している。 一定の抽出条件を確認したところ、外国人については調査の対象外とされていた。 平成27年10月1日現在の外国人の数は13,739人(豊田市人口に占める割合は3.25%)。そのうち、20歳から64歳までの数は10,661人(豊田市20歳から64歳までの人口に占める割合は4.28%)であり、調査により、新たな年収が確保される可能性がある。また、課税の公平性の観点から、外国人についても調査の対象とする必要がある。	29	平成29年8月に実施予定の平成29年度不申告調査から外国人を調査対象に加えることを2月1日に決定した。	B 処理済／決定済	平成29年度の各種調査実施前のマニュアル改訂作業において、年収確保及び課税の公平性の観点から点検、見直しを行うことを2月1日に決定した。	B 措置済／決定済
9	税務財産部	資産税課	指摘	軽自動車税	軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書の不備	原付自転車(125cc以下)及び小型特殊自動車を取得、譲渡、廃車又は住所が変わったときには、30日以内に市役所資産税課、各支所、出張所に申告する必要がある。 平成27年度に提出された「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書」を閲覧したところ、申請書の年月日、標識返納の有無、盗難届等の記入漏れが見られた。 軽自動車税の賦課期日は4月1日であるため、その前後の申請については、申請書に記載される軽自動車等の取得日により、課税の有無が変わってくる。 標識自体も他に悪用される可能性があることから、返納の有無を記載する必要がある。また「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書」記載欄の記入の徹底が必要である。	81	平成29年2月に、平成27年度「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書」の記入漏れ箇所の総点検を行った。	A 処理済／実施済	今後、適正な記入を継続するために、申告書記入例を見直し、受付担当者以外による記載事項の確認を行うことに加え、月末に担当長による再点検を実施することとした。そのフローを作成し、2月末に軽自動車税担当に周知した。 また、4月には支所・出張所に対して事務手続の周知を行い、7月実施予定の研修で事務処理の履行確認を行っていく。	A 措置済／実施済
10	税務財産部	資産税課	指摘	軽自動車税	標識の管理上の不備	原付自転車(125cc以下)及び小型特殊自動車を取得した場合には、市役所の資産税課、支所及び出張所への申告が必要であり、市役所、支所及び出張所では、申告の際に標識の交付を行っている。 市役所の資産税課では、標識の倉庫への入庫枚数と資産税課窓口、支所及び出張所への出庫枚数を管理する台帳を作成しているが、一定時点での台帳の理論上の標識の枚数と実在する標識の枚数との照合は行っていない。 標識の倉庫への入庫のみを管理し、実在する標識の枚数と照合しないと、例えば標識が紛失しても発覚しないという不都合が生じることから、例えば年度末に1度、台帳の理論上の標識の枚数と実在する標識の枚数の照合を行うべきである。その際、支所及び出張所にて保管されている標識の枚数についても確認すべきである。	81～82	毎年6月までは軽自動車税の賦課業務に伴う繁忙期であるため、平成29年7月に資産税課、支所及び出張所が保管する原付自転車及び小型特殊自動車の標識枚数と台帳上の照合を行うことを、2月28日に決定した。	B 処理済／決定済	平成29年2月28日に、資産税課、支所及び出張所が保管する標識枚数と台帳上の照合作業に関する事務要領(時期、方法や回数等)を作成することを決定した。	B 措置済／決定済
11	税務財産部	資産税課	指摘	軽自動車税	回収した標識の管理上の不備	原付自転車(125cc以下)及び小型特殊自動車を廃車した場合には、市役所の資産税課、支所及び出張所へ標識の返還が必要である。市役所では、廃車手続の際に回収した標識を受付カウンターの下で保管し、容器がいっぱいになったところで施設した倉庫へと移動させ、最終的には業者に依頼して溶解処分している。 カウンターの下の施設しない保管されていること、管理台帳が作成されていないことから、紛失や盗難が発生しても、すぐに気付かない状況にあるといえる。したがって、盗難等により、標識が悪用されることを防止するため、回収後は施設可能な場所で保管することや、管理台帳を作成するなど適切な管理を行う必要がある。	82	平成28年12月以降は、返却された標識を事務室内の施設可能なキャビネットに保管することとした。 平成29年2月28日に、平成29年度以降に返却された標識は、枚数及び登録番号等を管理台帳で把握することを決定した。	A 処理済／実施済	返却された標識の管理と管理台帳の作成をする担当者を決め、担当者が申請書のチェックとともに台帳を確認することとした。	B 措置済／決定済
12	市民部	資産税課	指摘	軽自動車税	公益社団法人及び公益財団法人が「収益事業を営まない」と判断した根拠記載の必要性	公益社団法人若しくは公益財団法人で収益事業を営まない法人又は医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関が公益のために直接専用する軽自動車等(減免規則別表第4第2号)は軽自動車税全額の減免対象である。 平成27年度に提出された軽自動車税の減免申請書のうち、公益社団法人及び公益財団法人のものを閲覧したところ、減免申請書に定款やホームページ等のコピーが貼付されており、公益社団法人又は公益財団法人であることは確認できたが、収益事業を営んでいるかどうかの判断根拠について記載されていないことがあった。 減免申請書に、収益事業を営んでいないと判断した根拠を記載する必要がある。 また、事業報告書から収益事業を営んでいるか判断することが難しい場合は、「収益事業開始届出書」の提出の有無を税務署に照会する等により、収益事業を営んでいないことを確認することが可能である。	82	平成30年2月21日に、平成28年度の軽自動車税を減免とした公益社団法人及び公益財団法人の根拠を確認するため、豊田税務署に「収益事業開始届出書」の提出の有無を照会し、収益事業を営んでいないことを確認した。今回の照会結果を、減免規則(別表第4第2号)の適用根拠とした。	A 処理済／実施済	公益社団法人及び公益財団法人が課税年度に「収益事業を営んでいないこと」を確認するには、課税年度における法人の事業報告書が必要となるが、軽自動車税の減免申請時点では前々年度の事業報告書を確認することしかできない。このため、当該年度の減免は軽自動車税減免申請書の提出期限(5月31日)後に、市が税務署に「収益事業開始届出書」の提出の有無を照会し、減免事由の確認を行うこととした。	A 措置済／実施済

No.	部	課	分類	税目等	件名	監査結果 (要約)	該当 ページ	I 「処理」内容	II 「処理」状 況	III 「措置(再発防止策・ 改善策)」内容	IV 「措置」状 況
13	税務財 産部	資産税 課	指摘	軽自動車 税	豊田市軽自 動車税減免 事務取扱要 領の見直し の必要性	市税条例第80条第1項第3号の「特別の事由がある軽自動車等」については、「豊田市軽自動車税減免事務取扱要領」第2条第1項から第5項までに列挙されており、第1項では、「PTAが所有する軽自動車等」に対する減免が規定されている。 平成27年度に提出された軽自動車税の減免申請書を確認したところ、具体的にどのような目的で使用されているかについて記載されていなかった。 「PTAが所有する軽自動車等」であるからといって減免を適用するのではなく、具体的な使用目的を確認した上で減免の可否を検討すべきである。 「PTAが所有する軽自動車等」に対する減免の妥当性は不明であるため、当該減免の妥当性について再検討する必要がある。	84	平成29年1月に、平成28年度分についてPTAが所有する軽自動車等の減免理由として適切な使用目的かどうかを判断するため、減免対象のPTA事務局に使用状況等の聴き取りを行い、現状の使用目的や使用状況から公益性の高い活動での使用と判断し、減免適用の根拠とした。 豊田市軽自動車税減免事務取扱要領第2条に規定された基準は妥当と考える。	A 処理済 ／実施済	豊田市軽自動車税減免事務取扱要領第2条に規定された基準は妥当と考えるため、措置を行わない。	D 未措置 ／未実施 決定済
14	税務財 産部	資産税 課	指摘	軽自動車 税	社会福祉法 人が所有す る軽自動車 税の減免の 可否の検証 方法	「社会福祉事業法第22条に定める社会福祉法人が所有し、専ら同法第2条に定める事業の用に供する軽自動車」(豊田市軽自動車税減免事務取扱要領第2条第2項)は軽自動車税が全額減免される。社会福祉事業法第2条には、社会福祉事業が具体的に列挙されている。そのため、「専ら同法第2条に定める事業」とは、社会福祉事業のことである。 平成27年度に提出された軽自動車税の減免申請書を閲覧したところ、減免申請書に定款やホームページ等のコピーが貼付されており、社会福祉法人であることは確認できたが、実際に軽自動車が社会福祉事業に供されているかの判断根拠の記載はなかった。 社会福祉法人が所有している軽自動車等だからといって、社会福祉事業に供しているとは限らず、私用で利用したり、他の事業に転用したりする可能性がある。 そのため、減免申請時に現車確認又は写真の提出を義務付け、減免対象の軽自動車の車体等に社会福祉法人のロゴが印字されていることを確認することによって、軽自動車等が社会福祉事業に供されていることを検証する必要がある。 また、継続して減免を申請する場合は、運行表等の提出を受け、社会福祉事業に供していることを検証する必要がある。	84～85	平成29年度の軽自動車税減免申請の受付にあたり、社会福祉法人が社会福祉事業に供する車両として使用していることを確認できる書類等を求めることを平成29年2月20日に決定し、対象の所有者に通知した。 ①車両の使用目的の記載 ②社会福祉事業がわかる書類(定款、パンフレット等) ③運行実績が確認できる資料(直近1か月分の運行表等) ④使用車両の写真	A 処理済 ／実施済	平成29年度からの軽自動車税減免申請において、社会福祉法人が社会福祉事業に供する車両として使用していることを確認できる書類等の添付を求めることとした。また、現時点での対象の所有者にその旨の通知をした。	A 措置済 ／実施済
24	税務財 産部	納税課	指摘	収納管理 事務と滞 納整理事 務	収納オンライ ンシステム の整備	市税の滞納者リストを閲覧したところ、「最終指導日」が未来の年月とされているものが散見された。この理由について納税課に確認したところ、留意が必要な事項について、オンラインシステムの指導記録明細で初めに表示される画面に表示するために、あえて事実と異なる日付を記載しているとの回答を得た。指導記録内を閲覧すれば実際の指導日が記載されているものの、時系列として一覧性に欠けている状態にある。また、サンプルにて抽出した滞納債権の状況確認記録について、平成28年3月頃に再確認する旨記載されていたが、監査実施時において対応が行われていない案件があった。当該債権について、状況に変化はなく、実質的な問題とはならなかったが、膨大な滞納者への対応を確実に実施するためにも、次回対応予定についてオンラインシステムで日付フラグを設定するなどして、網羅的に滞滞のない対応を確実に実施を行う必要がある。	120	平成30年度から導入予定のパッケージシステムにおいては日付フラグを設定するが、それまでの間は、滞滞のない対応をする。	B 処理済 ／決定済	平成30年度から導入予定のパッケージシステムにて日付フラグを設定し網羅的に滞滞のない対応をする。	B 措置済 ／決定済

処理を必要とするもの17件

【A 処理済／実施済】基準日までに処理を実施したもの	10件
【B 処理済／決定済】処理を期日までに実施することを決定したもの	7件
【C 未処理／検討中】処理を実施する（しない）ことを基準日現在で検討しているもの	0件

回答基準日 平成29年2月28日現在（ただし、桃色のセルは平成30年2月28日）

No.	部	課	分類	税目等	件名	監査結果 (要約)	該当 ページ	I 「処理」内容	II 「処理」状 況
4	税務財 産部	市民税 課	意見	法人市民 税	非営利型法人 の判断根拠の 記載の必要性	公益認定を受けていない「一般社団法人及び一般財団法人のうち、法人税法第2条第9号に規定する非営利型法人で、収益事業を営まないもの（減免規則別表第1 第5号の部第11の項）」は、法人市民税全額の減免対象である。 平成27年度に提出された法人市民税の減免申請書のうち、減免理由が非営利型法人であるものを閲覧したところ、減免申請書に定款及び事業報告書が貼付されてい たが、非営利型法人の要件に該当するかどうかの判断根拠については記載されていなかった。担当者に確認したところ、定款及び事業報告書を確認し、要件に該当するこ とを確認しているとのことであったが、判断根拠は残していないとのことであった。 非営利型法人であるとの判断根拠が残されていないと、判断が曖昧となり、他の担当者によるチェックが行えないことから、例えば、非営利型法人の要件を参考に、チェッ クリストを作成し、判断根拠を残すことが望まれる。	39	平成29年1月に非営利型法人の要件を参考に チェック表を作成し、同年1月調定分の減免申請 処理からチェック表に基づき判定を行い、判断根 拠として決定書に添付するよう処理方法を見直し した。	A 処理済 ／実施済
5	税務財 産部	市民税 課	意見	法人市民 税	「実態回答書」 の管理方法	平成27年度に作成された「法人未申告調査票」を閲覧したところ、調査結果が「5実態回答書提出」となっているものが10件あった。「実態回答書」については、うち5件は 「法人未申告調査票」の裏に糊付けされていたが、残り5件については、別途ファイリングされていた。 担当者に確認したところ、「実態回答書」の管理方法について、マニュアル化されておらず、管理方法が統一できなかったためとのことである。 「実態回答書」は個人情報が含まれるため、紛失により、個人情報が流出する可能性がある。そのため、管理方法を統一し厳重に管理することが望まれる。	42	平成29年1月に実態回答書の管理方法を別途 ファイリング管理する方法に統一することを決定 し、その旨を調査マニュアルにも追記した。あわ せて過去の調査表に貼付されていた実態回答書 をファイル保管に変更した。	A 処理済 ／実施済
6	税務財 産部	市民税 課	意見	法人市民 税	「法人不申告 調査（設立未 届法人）」の様 式の見直しの 必要性	設立登記がされているが、市への設立届が提出されていない法人について、法務局の登記情報から、「法人不申告調査（設立未届法人）」という調査票を作成し、調査結 果を記載している。結果については、別途「設立未届法人一覧」にて管理している。 「法人不申告調査（設立未届法人）」の様式は、税務システムから出力される「法人未申告調査票」の様式に合わせて、ワープロソフトの差し込み文書機能を利用して作成 されているが、使用していない不要な項目が多く、作成に手間もかかることから、必要な項目のみを記載した様式に修正することが望まれる。	43	平成29年9月に実施予定の平成29年度法人 不申告調査から、調査項目の必要性、作成の簡 素化の観点から設立未届法人用の調査票の見 直しを行うことを2月1日に決定した。	B 処理 済／決定 済
8	税務財 産部	資産税 課	意見	固定資産 税	償却資産の未 申告者に対す る過料	平成27年度重点取組項目のうち、「①償却資産不申告調査」における未申告指導の実績は、図表3-3-15のとおりである。未申告指導では、文書の発送、電話による 連絡及び訪問により申告を促している。その結果、未申告のままであるものうち、正当な理由なく未申告であるものについては、「償却資産申告の手引（豊田市）」に記載 のとおり、地方税法第386条及び市税条例68条の規定により、過料を科することを検討することが望まれる。 【図表3-3-15】①償却資産不申告調査における未申告指導の実績 未申告指導対象件数 158 指導の結果、申告された件数 76 調査の結果、廃業していた件数 41 H27年度は申告対象外であった件数 1 未申告件数 40 (出所 資産税課集計資料)	60	未申告者への継続的な個別指導が申告実績の 成果につながっているものの、未申告に対する過 料の措置基準等は設けられていない。このため、 平成29年度に過料の措置基準の設定等につい て検討することを決定した。	B 処理 済／決定 済
15	税務財 産部	資産税 課	意見	軽自動車 税	その他特別な 事由と認めら れる場合の具 体的な減免事 由の記載	市税条例第80条第1項第3号の「特別な事由がある軽自動車等」については、「豊田市軽自動車税減免事務取扱要領」第2条第1項から第5項までに列挙されており、第 5項では「その他特別な事由と認められた場合」と記載されている。 平成27年度に提出された軽自動車税の減免申請書を確認したところ、具体的な理由については記載されていなかった。担当者に確認したところ、過年度から継続して申 請されるものについては、初回の減免申請時に内容を確認しており、その後の申請時には、具体的な確認はしていないとのことであった。 軽自動車税の減免を受ける場合に、毎年減免申請書の提出を必要としているのは、現況を確認し、減免の適用の可否を検証するためである。そのため、継続して減免を 適用する場合でも、その都度具体的な減免理由を確認し、減免申請書に記載することが望まれる。	85	平成29年度以降の軽自動車税減免申請にお いては、「その他特別な事由と認められた場合」 についても、申請書への具体的理由の記載と車 両写真を求めることを平成29年2月20日に決定 し、対象の所有者に通知した。	A 処理済 ／実施済
16	税務財 産部	市民税 課	意見	事業所税	事業所税の減 免申請事業所 の現地調査結 果の活用	平成27年度重点取組項目である「事業所税現地調査の調査方法の検討及び試行実施」の中で、事業所税の減免を申請している事業所の現地調査を行っている。 現地調査の結果である、「現地確認調査票」を閲覧したところ、次のコメントが発見された。 【図表3-7-9】現地確認調査票のコメント A事業所 非課税の食堂も確認（実測）。申告面積よりも現状は大きいため 次回申告から修正すること。 B事業所 新社屋建設中。28年9月完成予定。申告面積に異動有の予定 C事業所 事務所部分28年度より課税する。 D事業所 店舗数が多い場合のマニュアル (出所 現地確認調査票) 担当者に同コメントの取扱いを確認したところ、特に定められていないとのことであった。しかし、同コメントは、次年度以降の課税事務に役立つ情報であり、情報を共有す るため、税務システムの各事業所の画面のメッセージ欄に同コメントを入力し、次年度以降の課税事務に活用することが望まれる。	95	事業所税現地調査における調査記録である現 地確認調査票のコメントのうち課税事務に有用な 情報を拾い出し、事業所税システムのメッセージ 欄に入力し、情報共有と課税事務に活用していく ことを平成29年2月1日に決定した。	B 処理 済／決定 済
17	税務財 産部	市民税 課	意見	事業所税	みなし共同事 業の該当の有 無の調査の必 要性	みなし共同事業を行う法人又は個人が単独で合計床面積が1,000㎡(免税点)以下であったとしても、特殊関係者となる2以上の法人又は個人が同一の家屋において 事業を行い、事業所税の負担を減少させる結果となるときは、それぞれの合計床面積を合計して、免税点を越える場合は、課税されることとなる。 担当者に確認したところ、みなし共同事業については、問合せがあった際に判断しているが、申告が必要になる可能性のある法人又は個人に対する調査は全く行って いないとのことであった。 課税の公平性の観点から、みなし共同事業に該当する法人又は個人に対する調査を実施すべきである。	95	法人市民税の法人所在地情報を活用し、同一 所在地の事業所について、みなし共同事業に該 当するかどうかの調査を実施することを平成29 年2月1日に決定した。	B 処理 済／決定 済

No.	部	課	分類	税目等	件名	監査結果 (要約)	該当 ページ	I 「処理」内容	II 「処理」状況
18	市民部	国保年金課	意見	国民健康保険税	減免率の算定方法	減免制度のうち、第2号(死亡・長期入院)、第3号(解雇・事業体廃止)、第4号(農作物不作)の場合において、減額割合を直近まで収入などから算出した見込収入と所得を比較した算定式によって減免率を決定するに際して使用する割合を算出している。 所得は収入から必要経費を差し引いたものであり基本的に収入より少額となるため、この算定式によると減免割合が大きくなる可能性が高い。本来の払税能力を算定するためには、所得と収入の比較ではなく、前年度所得と本年度見込所得を比較する算定式にすることが望まれる。	107	平成30年度から、前年所得と本年見込所得を比較することを平成30年1月16日に方針決定を取り、平成30年1月25日の国保運営協議会にて報告し、了承を得た。同時に例規審査会へ減免規則の改正案を提出している。	目：処理済／決定済
19	市民部	国保年金課	意見	国民健康保険税	見込みと確定後の収入の比較	収入について、見込収入を用いて計算しているが、実際の収入が確定した後、見込収入との乖離をモニタリングし、乖離が大きいものについては減免割合の見直しを実施しているとのことである。ただし、乖離が大きいかどうかについて明確な基準は規則や処理手順等で定められておらず、実際見込収入を確定した収入に置き換えた場合との減免割合の比較などは実施していない。現状としては大幅な乖離については担当者が判断の上、個々の状況に応じて組織的に検討しているが、公平性を保つために、一定の乖離割合基準を設けた上で検討することが望まれる。なお、その際、「減免率の算定方法」で意見として述べたように、減免率の算定方法の基礎として所得での比較を行うことが望まれる。	107	平成30年度から、見込みだった所得が確定した後に再判定を行うことを平成30年1月25日の国保運営協議会にて報告し、了承を得た。 具体的には、当初課税業務が落ち着く7月下旬に、申請時に申告していた見込所得額を、確定した所得額に入力し直して減免率を再判定し、減免割合が変わる場合には減免更正を行う。このことは、平成30年度減免マニュアルに盛り込む。	目：処理済／決定済
20	税務財産部	納税課	意見	収納管理事務と滞納整理事務	徴収の猶予	地方税法上、市税等を一時に納付できない場合、一定の要件に該当する場合は徴収が猶予される制度が設けられている。 平成27年度において徴収猶予が適用された事例はない。一方で、実務においては滞納者の誓約等に基づき分割納付を認める「事実上の猶予」が従来から行われており、平成27年度末において事実上の猶予が行われている件数は4,433件となっている。 申請の煩雑さや申請期限が設けられていることなどが制度に基づく徴収猶予が利用されない主な原因であると考えられる。ただし、制度に基づく徴収猶予の場合、滞延金の全部又は一部が免除される。 必要な納税者に対して制度が利用されるよう税務財産部全体で取り組むことが望まれる。さらに、徴収猶予制度については、猶予を適用する必要性が高いと考えられる災害被害者等に対して納税相談以外の場面でも周知されるよう、税務財産部以外の部署への協力も呼びかけることが望まれる。 また、一時的に支払能力が低下し、回復の見通しがある場合などにおいては、減免を適法に利用した上で、制度に基づく徴収猶予を適用することが適切と考えられる。この場合、猶予期間中の新たな差押えや換機の禁止、資力の回復があれば分納計画を前倒しできる点は納税者にとって大きなメリットである。減免の適用に関する各箇所の意見内容を踏まえ、減免の適用要件について見直しの上で、減免が適用できない納税者に対して、制度に基づく徴収猶予の利用を促進していくことも有効な手段である。 なお、平成28年度から猶予制度について法改正され、以前よりも利用しやすいものとなった。これを受け、市でも猶予制度について解説したチラシを税務財産部内の各課に設置し、納税相談の際に各課で案内しており、平成28年度は10月現在で4件の徴収猶予が適用されている。	116	徴収の猶予について、必要な納税者に適切に利用されるよう、今後も税務財産部だけでなく、庁内に協力を呼び掛けている。	A 処理済／実施済
21	税務財産部	納税課	意見	収納管理事務と滞納整理事務	税と税外債権の一体徴収	地方税以外にも自治体はその活動の結果として公債権及び私債権を保有する。豊田市市税滞納削減行動計画においても、税と税外債権の一体徴収による歳入確保を施策の一つとし、従来から行われている国民健康保険税に加え、平成28年度から介護保険料、後期高齢者医療保険料の一体的な徴収を実施している。具体的には、平成28年度から介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納繰越分のうち約400件について納税課にて一体徴収を開始している。平成28年度上半期の徴収実績は、介護保険料、後期高齢者医療保険料のいずれも滞納債権の徴収額が大幅に増加している状況である。徴収対象債権全体でも評価する必要があるが、時効中断や差押えも多数実施されており、納税課の専門的な徴収ノウハウを利用することによって効果的な債権の徴収が行われていると評価できる。 また、介護保険料や後期高齢者医療保険料の滞納者に関する情報を納税課が共有することは、滞納者に対する福祉的な観点からの配慮を図る上でも意義があるものと考えられる。 納税課の負担に配慮しながらも、市全体の徴収事務を有効かつ効率的に行う観点から、今後も下水道料金や保育料等、一体徴収の範囲を拡大することについて検討していくことが望まれる。	117	平成29年度から債権管理課に課名を変更し、市全体の徴収事務を効率的に行う体制を整え、強制徴収公債権から順次一体徴収の範囲を拡大していく。	A 処理済／実施済
22	税務財産部	納税課	意見	収納管理事務と滞納整理事務	債権者情報の共有における技術的な課題	現在、複数債権に重複して滞納する債務者に関する組織横断的な情報共有(名寄せ)は行われていない。そのため、徴収に当たる職員は債権の全体を把握することができず、税外債権(ここでは介護保険料・後期高齢者医療保険料)の滞納額をそれぞれ個別に検索しなければならない状況である。一体徴収の範囲を拡大し、市全体としてより効果的に徴収業務を実施する前提として、組織横断的な債権の情報共有がシステマ的にも可能となるよう、検討することが望まれる。 一方で、システム上の対応に時間を要する場合は、徴収や滞納処分に関する報告書類等を庁内で統一的に作成するなど、効率的な情報の収集に努めることが望まれる。	119	税と税外債権の一体徴収に向け、各債権の組織横断的な管理が可能なパッケージシステムの導入について、平成28年10月17日に方針決定した。	目：処理済／決定済
23	総務部	情報システム課	意見	情報システム	システム変更時の検証の記録の保管	システム変更時の検証(テスト)の実施について、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」、「共通実施手順」において次のように規定されている。 (5)疑似環境による十分な動作テスト及び運用テストを行うこと。 (6)プログラム仕様書をはじめとしたシステム開発及び運用保守等に関する資料を作成し、基本要綱第53条の規定に基づき適切に保管及び管理すること。 これらの規定に基づき情報システム課において実施するテストの記録の保管の実施については、原課の担当の裁量で決定がなされており、保管されていないことがあった。システム開発・改修基準においては、「セキュリティ責任者が保管する資料について、プログラム仕様書をはじめとしたシステム開発及び運用保守等に関する資料と規定されており、テスト記録が明示されていないが、テスト記録は、ソフトウェアの開発若しくは変更業務の品質を管理し、又はソフトウェアの瑕疵を把握する上で必要な文書であるため、適切に保管することが望まれる。	129	「テストの記録が保管されていないことがあった。」とあるが、改修管理システムで従前から全てのテスト記録を保管している。 「テストの記録の保管の実施について、原課の担当の裁量で決定がなされており、」とあるが、従前からシステムで全てのテスト記録を管理する仕組みとしており、原課の裁量で保管を決めるものではない。	A 処理済／実施済
24	税務財産部	市民税課	意見	情報システム	システム変更時の検証の記録の保管	税4課(市民税課、資産税課、納税課及び国保年金課をいう。)において保管すべき文書として、「共通実施手順」のシステム開発・改修基準3基準(6)において、プログラム仕様書を始めたシステム開発及び運用保守等に関する資料を作成・保管・管理する旨規定しているが、テスト記録も含むことが望まれる。	129	市民税課所管のオンラインシステムの改修におけるテスト記録については、従前から改修管理システムに全て入力して保管している。	A 処理済／実施済
25	税務財産部	資産税課	意見	情報システム	システム変更時の検証の記録の保管	税4課(市民税課、資産税課、納税課及び国保年金課をいう。)において保管すべき文書として、「共通実施手順」のシステム開発・改修基準3基準(6)において、プログラム仕様書を始めたシステム開発及び運用保守等に関する資料を作成・保管・管理する旨規定しているが、テスト記録も含むことが望まれる。	129	固定資産税及び軽自動車税システムの改修におけるテスト記録については、従前から改修管理システムにすべて入力して保管している。	A 処理済／実施済

No.	部	課	分類	税目等	件名	監査結果 (要約)	該当 ページ	I 「処理」内容	II 「処理」状 況
25 ④	税務財 産部	納税課	意見	情報シス テム	システム変更 時の検証の記 録の保管	税4課(市民税課、資産税課、納税課及び国保年金課をいう。)において保管すべき文書として、「共通実施手順」のシステム開発・改修基準3基準(6)において、プログラム仕様書を始めたシステム開発及び運用保守等に関する資料を作成・保管・管理する旨規定しているが、テスト記録も含むことが望まれる。	129	収納オンラインシステムの改修におけるテスト記録については、従前から改修管理システムにすべて入力して保管している。	A 処理済 / 実施済
25 ⑤	市民福 祉部	国保年 金課	意見	情報シス テム	システム変更 時の検証の記 録の保管	税4課(市民税課、資産税課、納税課及び国保年金課をいう。)において保管すべき文書として、「共通実施手順」のシステム開発・改修基準3基準(6)において、プログラム仕様書を始めたシステム開発及び運用保守等に関する資料を作成・保管・管理する旨規定しているが、テスト記録も含むことが望まれる。	129	国保オンラインシステムの改修におけるテスト記録については、従前から改修管理システムにすべて入力して保管している。	A 処理済 / 実施済

措置を講じないもの4件

回答基準日 平成29年2月28日現在

No.	部	課	分類	税目等	件名	監査結果 (要約)	該当 ページ	I 「処理」内容	II 「処理」状 況
2	税務財 産部	市民税 課	意見	個人市民 税	国税連携 データに基 づく調査対 象抽出方法 の見直し	平成27年度重点取組項目「④各種資料に基づく申告確認」のうち、外交員報酬に対する調査について、国税連携データのうち、一定の抽出条件に基づき抽出し、個人市民税の送付を行っている。 一定の抽出条件を確認したところ、国税連携データで設定されている132区分ある報酬のうち、抽出されているのは外交員報酬であると思われる7区分のみであった。 課税の公平性の観点から、毎年ローテーションにて他の区分についても調査することが望まれる。 なお、所管課によると、平成28年度から全区分を対象にした調査を試験的に開始し、マイナンバー(社会保障・税番号制度)導入に伴い、本人特定が容易になる平成29年度からは、調査を本格実施することである。	29		
3	税務財 産部	市民税 課	意見	個人市民 税	給与支払報 告書未提出 事業所の追 加調査	平成27年度重点取組項目「⑤給与支払報告書未提出事業所調査」では、豊田市内に住所のある事業所のうち、平成26年度に3人以上の給与支払報告書の提出をしているが、平成27年度は未提出となっている事業所を対象としている。 地方税法第317条の6では、給与支払報告書等の提出義務について規定しており、同法第317条の7では、給与支払報告書等の提出義務違反に関する罪として、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することが定められている。 平成27年度調査時に給与支払報告書の提出を約束したにもかかわらず、提出のない事業所につき、追加調査を行っていない。 給与支払報告書未提出事業所調査時に給与支払報告書の提出を約束していながら、提出のない事業所について、課税の公平性の観点から、年度内に追加で督促を行う等追加調査を行うことが望まれる。 なお、所管課によると、平成28年度調査では、給与支払報告書未提出事業所調査時に給与支払報告書の提出を約束していながら、提出のない事業所について、追加調査を行っているとのことである。	29～ 30		
7	税務財 産部	市民税 課	意見	法人市民 税	未届法人調 査での事業 所税「事業 用家屋の貸 付申告書」 の利用	法人不申告調査のうち、法人の設立届出のない法人のうち、豊田市外に本店があり、豊田市内に支店のある法人について、資産税課の固定資産税申告情報を利用して捕捉している。 しかし、固定資産税申告情報では、大型商業施設や貸ビル等のテナントの情報は把握できないが、事業所税の「事業所用家屋の貸付申告書」の貸付先を対象に調査を行うことにより、大型商業施設や貸ビル等のテナントを直接調査することが可能となる。 そのため、事業所税の「事業所用家屋の貸付申告書」の貸付先についても未届法人調査の対象とすることが望まれる。	43	事業所税の担当者が事業所用家屋の貸付申告書を処理する際、貸付先の法人届出の有無を確認し、未届であれば法人担当へその旨報告することとし、未届法人調査の対象に反映されるよう平成26年度から実施している。	A 処理済 /実施済
23	税務財 産部	財産管 理課	意見	収納管理 事務と滞 納整理事 務	債権者情報 の共有に際 しての留意 事項	税務において知り得る情報は、財産情報を始めとした個人情報も多く含んでいる。地方公務員法第34条では守秘義務について、地方税法第22条では秘密漏えいに関する罪について規定されているため、情報の共有については十分な配慮が必要である。この点、市は今回の介護保険料・後期高齢者医療保険料の一体徴収に際して、納税課担当者に各債権の徴収のための、徴収職員証を発行しており手続的な問題は認められなかった。今後も、更に一体徴収を推進する場合や、その過程において納税課以外の職員が滞納情報を利用する機会が生じる場合には、各債権の徴収職員証又は徴税吏員証の発行について留意し、情報の取扱いに配慮していくことが望まれる。	119		